

# 安全かつ円滑な貿易と AEO プログラム

## ～日ニュージーランド AEO 相互認証取決めへの署名～

関税局業務課 課長補佐 松田 真吾  
前関税局参事官室（国際調査）上席調査官 山口 隆久  
（関税局調査課統計専門官）

### 1. はじめに

5月14日（水）、財務省内において、日本とニュージーランド（NZ）との間のAEO（Authorized Economic Operator）相互認証取決めが署名された。

署名式にはNZ側の希望により、クラーク首相が参加、日本側の額賀財務大臣、遠藤財務副大臣と署名の立会いを務められ、署名はダンNZ関税庁長官、青山関税局長との間で行われた。クラーク首相からは、「今回の合意は、NZと日本の税関当局の関係が一層緊密化し、両国の貿易の更なる進展に寄与する。」旨、また、額賀大臣からは、「NZと我が国は、各分野に



署名式の模様

おける多面的な協力を通じて、緊密な関係を醸成してきており、今般の合意を通じて、経済・貿易面を含めた両国の関係が一層強化されるものと確信する。」旨のスピーチが行われた。

### 2. NZ との AEO 相互認証

#### (1) 背景

- 米国同時多発テロ事件以降、国際貿易における安全確保と貿易円滑化の両立が世界的な課題として認識され、諸外国の税関当局において、貨物管理やコンプライアンスの優良な事業者を税関が認定し、通関の円滑化措置を講じる AEO 制度を導入する動きが進んでいる。
- 同時に、世界標準に整合的な AEO 制度を導入した各国当局間において同制度を相互に認証し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指す AEO 相互認証に向けた取組みが進められており、昨年6月、米国とNZとの間で世界的に初の試みとなる相互認証（NZから米国への一方的な物流のみ対象）が合意されている。

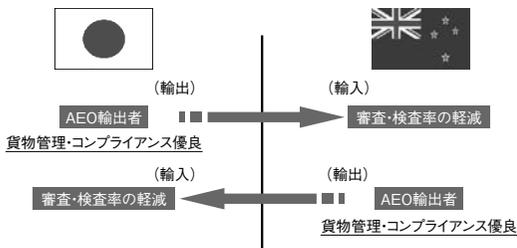
## (2) 我が国の取組み

- 昨年とりまとめられた「貿易手続改革プログラム」において「相互認証を視野に入れた主要貿易相手国との政府間対話の推進」が盛り込まれ、今回の合意に至ったNZのほか、米国、EU等との間で精力的に協議を進めている。
- NZとの間では、昨年5月の第1回目NZ税関協力会議（局長級）において、協議の開始が合意され、以降、双方のAEO制度の認定要件や認定後の管理、具体的な実施方法等について、相互のAEO企業に対する現場視察を含めた包括的な協議を実施し、今般の合意に至った。



額賀大臣、クラーク首相のスピーチ

### NZとのAEO相互認証のイメージ



### 【AEO 相互認証取決めの概要】

- 日本のAEO輸出者（特定輸出者）及びNZのAEO輸出者（セキュア・エクスポート・スキーム（NZのAEO制度）のパートナー）を相互認証の対象者とする。
- 各税関当局は、相手国の対象者が輸出した貨物の自国における輸入について、セキュリティ面に係る通関の円滑化措置を供与する。
- 各税関当局は、必要に応じ、上記の円滑化措置を供与しないことが出来る。
- 相互認証の実施にあたって必要となる情報交換は、2004年に署名された情報交換に係る「日・NZ税関当局間の協力枠組み」に基づき実施する。
- 相互認証は10月（新システム稼動後）より実施する。

## 3. AEO制度の背景

これまでの税関行政においては、社会悪物品の取締りや関税等の徴収の確保を目的とした審査・検査は、輸出又は輸入される「貨物」の内容等に着目して行うことが基本であるが、近年、企業のサプライ・チェーンが高度化する中で国際貿易の安全確保と円滑化を両立させることが一層求められる中、輸出入を行う「者」に着目した制度として、簡易申告制度や特定輸出申告制度が導入され、時代に即した迅速かつ円滑な通関を実現するため不断の見直しを進めてきた。

さらに、国際的には、米国同時多発テロ事件以降、貿易上のセキュリティ確保が重要であるとの認識が各国で急速に高まり、米国では、

AEO に係る諸外国の動向

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
WCO					2005.6 “基準の枠組” 採択 AEOの概念を 世界的に共有	2006.6 “AEOガイドライン” 採択 AEOの世界標準 の策定		
米国	2001.9 米国同時 多発テロ	2002.4~ C-TPAT導入 米国のAEO制度				2006.10 Safe Port Act 成立 米国のAEO制度 を法制化		
EU					2005.4 EC関税法 改正 AEOの規定 を創設	2006.12 同法施行 規則改正 AEO制度の 詳細を規定		2008.1~ AEO制度 実施
日本	2001.3~ 簡易申告 制度導入				2006.3~ 特定輸出申告 制度導入 AEO輸出者	2007.4~ 簡易申告 制度 AEO輸入者	2007.10~ 特定保税承認 制度導入 AEO倉庫業者	2008.4~ 認定通関業者 制度導入 AEO通関業者 2008.4~ 特定保税運送 制度導入 AEO運送業者 (含:フォワーダー、 船会社、航空会社)

CSI（輸出国の港に米国税関職員を常駐させ安全上の対策を求める措置）、C-TPAT（優良事業者を税関が認定し通関手続上の優遇措置を供与する AEO 制度）、24 時間ルール（米国向け輸出貨物の船積み 24 時間前までにマニフェスト情報を米国税関に提出することを求める措置）、MI（輸出港において核・放射性物質のスクランを行う措置）が順次実施されている。EU においても、2005 年に加盟国共通の EC 関税法を改正し、本年 1 月に AEO 制度を導入した他、来年 7 月からは 24 時間ルールの導入を予定している。また、WCO（世界税関機構）では、国際貿易の一層の安全確保及び円滑化に向けた指針である「基準の枠組み」が採択され、

その具体的取組みの 1 つである AEO 制度について、世界的な標準事項として「AEO ガイドライン」が 2006 年 6 月に取りまとめられた。

こうした内外の状況を踏まえ、昨年とりまとめられた「アジア・ゲートウェイ構想」の「貿易手続改革プログラム」では、簡易申告制度、特定輸出申告制度を基盤としつつ AEO 制度を拡充するとともに、海外の AEO 制度との相互認証を視野に入れた対話を促進することが重要課題の 1 つとして掲げられた。

## 4. 我が国の AEO 制度

### (1) 簡易申告制度

貨物管理と法令遵守体制が優れている輸入者を税関長が承認し、輸入申告と納税申告を分離し、貨物を国内に引き取った後、納税申告を行うことができる制度（2001年3月導入）。導入時は、主に税的側面での法令遵守体制を重視していたが、米国同時多発テロ事件以降、セキュリティの側面からの貨物管理及び法令遵守体制の整備が重要であるとの認識の下、2007年度関税改正において特例輸入者の承認要件の改訂を実施。

### (2) 特定輸出申告制度

貨物管理と法令遵守体制が優れているとして税関長の承認を受けた輸出者に対し、当該者が特定輸出申告を行って許可を受けた貨物については、保税制度の適用から除外する制度。

### (3) 特定保税承認制度

保税蔵置場等の被許可者のうち、貨物管理と法令遵守体制が優れていると税関長が承認した者が保税蔵置場等を新設する場合には、個別許可でなく、届出により新設を認める他、保税地域の許可手数料を免除する制度。

我が国における AEO 制度の構築

	輸入に係る AEO制度	輸出に係る AEO制度	倉庫に係る AEO制度	通関業に係る AEO制度	運送に係る AEO制度
日本	<b>【簡易申告制度】</b> (2001年3月～) 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者について、貨物の到着前の申告や納税申告前の貨物引取り等ができる制度	<b>【特定輸出申告制度】</b> (2006年3月～) 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸出者について、貨物がどこにあっても輸出申告を行い、許可を受けること等ができる制度	<b>【特定保税承認制度】</b> (2007年10月～) 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された保税蔵置場等の被許可者について、届出により保税蔵置場の設置等ができるほか、手数料が免除される制度	<b>【認定通関業者制度】</b> (2008年4月～) 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通関業者について、納税申告前の貨物引取り、保税地域外の輸出申告等ができる制度	<b>【特定保税運送制度】</b> (2008年4月～) 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された運送者について、承認を受けることなく保税運送等ができる制度
米国	C-TPAT (Customs-Trade Partnership against Terrorism) ー概要：輸出国から米国にいたるサプライ・チェーンのセキュリティ強化を目的とした官民共同の任意の取組み(2002年春より実施) ー対象：輸入に係わる全ての物流関連事業者 (例：輸入者、国内運送業者、倉庫業者、通関業者、船会社、航空会社、海外の製造業者)				
EC	AEO制度 ー概要：貨物のセキュリティ管理と法令遵守に優れた域内の事業者を認定し、輸出入者に対する税関手続上のベネフィット等を与える制度(2008年1月より実施) ー対象：輸出入に係わる域内の全ての物流関連事業者 (例：輸出入者、国内運送業者、倉庫業者、通関業者、船会社、航空会社)				



NZ 税関と共同視察した日本の施設 (厳重なアクセス管理)

#### (4) 認定通関業者制度

通関業者のうち、貨物管理と法令遵守体制が優れていると税関長が認定した者に対し、輸入者が特例輸入者でなくても貨物を引き取った後に納税申告が出来ることとする他、輸出通関手続において、特定保税運送者が貨物を運送することを条件に、輸出者が特定輸出者でなくても保税地域以外の場所での輸出申告が出来ることとする制度。

#### (5) 特定保税運送制度

国内運送事業者、船会社、航空会社について、貨物管理と法令遵守体制が優れていると税関長が承認した者に対し、保税地域相互間の外国貨物の運送における承認手続を不要とするなどの制度。

## 5. NZ の AEO 制度

### (1) 概要

2004 年に NZ 関税法 (該当条文: New Zealand Customs and Excise Act 1996 53C~53J) を改正し導入された制度 (SES (Secure Export Scheme)) で、輸出者を対象とし、NZ

税関が貨物管理と法令遵守体制に優れた者を SES パートナーとして認定し、当該者が輸出する貨物の輸出時の検査を軽減する他、輸出申告 (export entries) に係る手数料を軽減 (通常: NZ \$ 5.75 / 申告、SES の場合: NZ \$ 4 / 申告) するなどのベネフィットを供与する制度。

### (2) 要件

- 適切な輸出貨物の梱包 (シール、マーキング、異物混入の確認等)
- 貨物を梱包する者の適切な選定及び当該者に適用する適切なセキュリティチェック
- 梱包が行われる適切な条件整備 (梱包の場所、当該場所への人・貨物の出入に関する管理等)
- 貨物を輸送する者の適切な選定及び当該者に適用する適切なセキュリティチェック
- SES スキーム貨物を詰めるコンテナには税関認証シールを使用

### (3) その他

NZ が発給する税関認証シールは単なるシールという位置付けではなく、SES の基本とされ、シールで封印されたコンテナは国内の如何なる場所にあっても税関の管理下とされている。ま



NZ 税関と共同視察した NZ の施設

た、SES パートナーは当該シールの適切な在庫管理が求められる。

SES パートナーのセキュリティ上の責任は生産から貨物のパッケージ、輸出港での船積みまでとされている。

## 6. NZ との AEO 制度の相互認証

### (1) 相互認証の内容

日本の AEO 輸出者（特定輸出者）が NZ 向けに輸出する貨物の NZ における輸入通関において、セキュリティ面に係る円滑化措置を供与し、同時に、NZ の AEO 輸出者（SES パートナー）が日本向けに輸出する貨物の日本における輸入通関において同様の措置を図るもの。

両国税関当局の輸入時のリスク判定において、それぞれ特定輸出者、SES パートナーの貨物を低リスク貨物として認識することにより、税関当局の限られたリソースを他のリスクの高い分野に集中することが一層可能となり、税関当局にとって適切な選択と集中を図るツールの 1 つとなることが期待される他、AEO 輸出者にとっては、自身の貨物管理と法令遵守体制を徹底し、自国の税関当局により AEO として認定

されることによって、相手国税関当局に対し自身が優良事業者であることが認められることとなる。

### (2) 今後の予定

相互認証は 10 月の次期海上 NACCS 稼働後より実施することで合意しているが、双方向の相互認証の取組みは我が国にとっても NZ にとっても初の試みであり、実施後においても運用上の課題が想定されるため、必要に応じ、少なくとも実施から 1 年以内にレビュー協議を開催する予定としている。

なお、それぞれの税関当局は、必要に応じ、上記の円滑化措置を供与しないことが出来ることも確認しており、各国の最終的な貨物の検査権限については留保している。

## 7. おわりに

当初、長官間で事務的に署名を執り行う予定であったところ、署名日の 8 日前になって在京 NZ 大使館より、クラーク首相が署名式に立会いたいとの意向を示されたので是非検討願いたい旨の連絡を受け、以後、大慌てで首相をお迎



NZ 側と日本側の交渉団

えする準備をすることとなったが、結果的には両国の税関当局の関係強化を高いレベルで確認頂く良い機会となったと思われる。

各国の AEO 制度は、例えば、NZ では輸出に関係する事業者のみが対象である一方で、米国では輸入に関係する事業者のみが対象、さらに、EU では輸出入に関係する事業者が対象であり、そもそも制度の対象が一様でない。加えて、法令に基づく AEO 制度を有する国がある一方で、企業と税関が MOU（覚書）を締結し運用上の措置として AEO 制度を実施している国もある。また、AEO となるための要件については、先述の WCO の AEO ガイドラインが世界基準として一応の目安とされているものの、未だ租税収入に占める関税の割合が高い途上国にあっては、税的側面の貨物管理、法令遵守体制が重要視される一方で、そうでない国（先進国）では、セキュリティ上の貨物管理、法令遵守体制の整備が重要視されており、各制度の要件及び運用が完全に一致しているものではない。

このような各国の多様な AEO 制度の中、外国の AEO 制度と自国の AEO 制度を相互認証する取組みは、世界的にもほとんど前例が無く、交渉の過程で相手側の制度の要件・運用が自国からみても十分信用の置けるものであることを

確認した上で、合意文書の策定から、その実施準備等まで、創造しながら進めていくプロセスである。このため、場合によっては、実施しながら問題点を特定し、両国間で、あるいは両国の AEO 企業の協力を得てより精度の高い取組みにしていくことが必要になると思われる。

しかしながら、AEO 相互認証は先述のとおり、各国税関当局にとっては、リスクに基づく適正な選択と集中に寄与し、企業にとっては、一旦、自国で AEO と認められることによって、そのサプライ・チェーン上にある輸出先国税関で、少なくとも他者とは異なるブランドであることを認識させるツールとなるベネフィットがある。

今後とも試行錯誤が続くことと思われるが、産業界と税関とのパートナーシップである AEO 制度とその相互認証を通じ、一層の安全かつ円滑な貿易に貢献する取組みを進めていくことは税関当局にとって重要な施策の 1 つであると考えられる。

本文中、意見の部分は全て筆者の私見であることをお断りするとともに、協議及び署名式の準備及び当日の対応に快くご協力を頂きました関係者にあらためて感謝申し上げます。

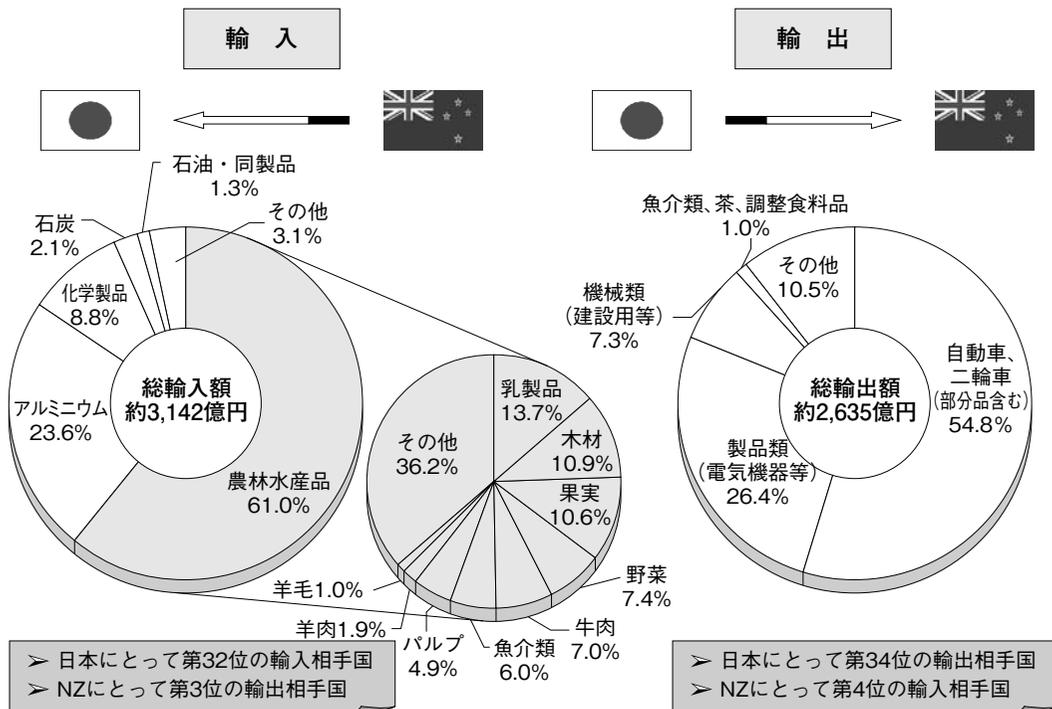
参考

ニュージーランドの概況

**基礎データ** 国土：約 28 万平方キロメートル（日本の約 4 分の 3）  
 人口：約 415 万人（2006 年 NZ 統計局）  
 （アングロサクソン系及びマオリ系）  
 首都：ウェリントン  
 言語：英語、マオリ語  
 元首：エリザベス二世女王（英国女王）  
 首相：ヘレン・クラーク（1999 年 12 月就任）  
 GDP：1,053 億 US ドル（2006 年 IMF 統計）  
 一人当たり GDP：2 万 5,128US ドル（2006 年 IMF 統計）  
 経済成長率：1.5%（2006 年 IMF 統計）

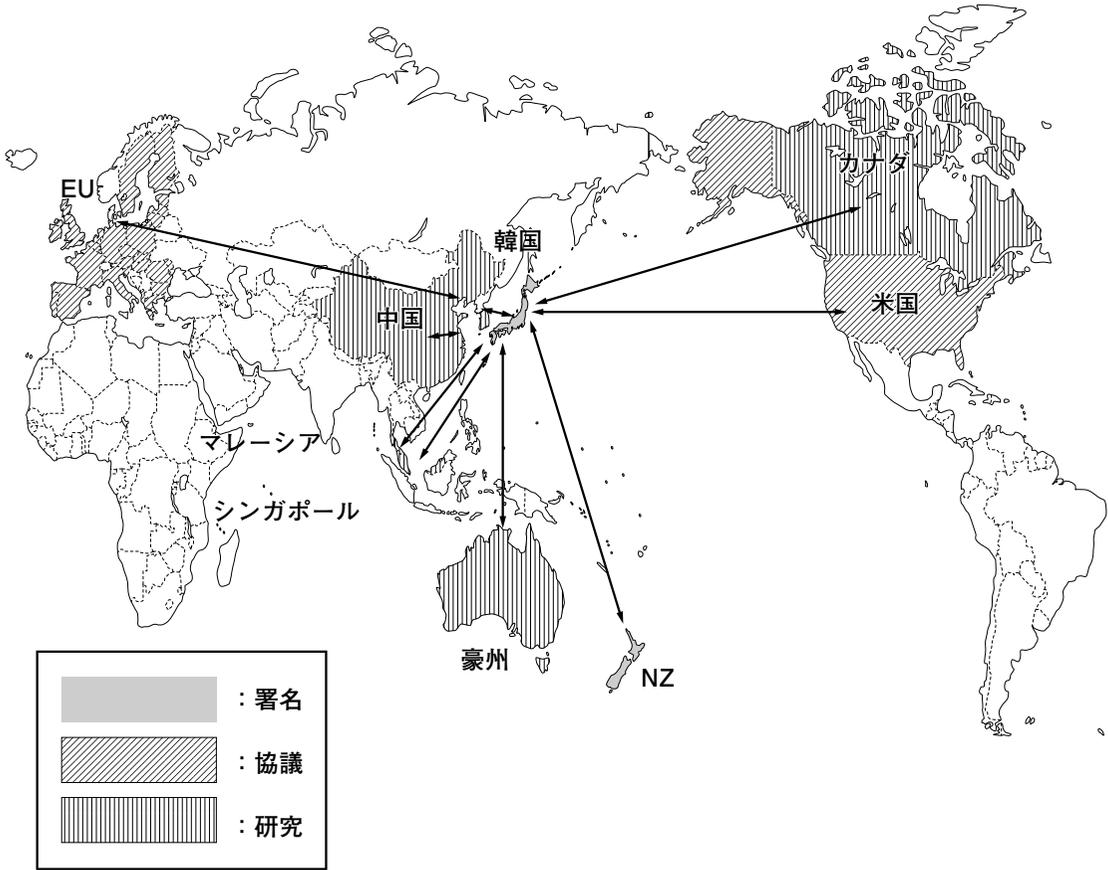
**二国間関係** 通商協定（1958）、租税条約（1963）、査証免除取極（1970）、航空協定（1980）  
 （出典：外務省 HP、IMF HP）

対ニュージーランド貿易構造



（注）再輸出品、再輸入品等を除く（出典）2007年財務省貿易統計、2006年IMF-DOTS

我が国の AEO 相互認証協議の現状



(参考) WCO (世界税関機構) の AEO ガイドライン

